

# 【重要】宅地建物取引業法に基づく申請・届出方法の変更のおしらせ

今般の新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、感染拡大防止の対応として、宅地建物取引業法に基づく申請・届出につきまして、当面の間、以下の取扱い（郵送による受付の推奨、新規の宅建業免許申請に係る窓口対応の事前予約制）としますので、ご理解とご協力のほど何卒よろしくお願いいたします。

## 1. 変更内容（郵送による受付の推奨、新規の免許申請に係る窓口対応の事前予約制）

### （1）郵送による受付の推奨

- 宅地建物取引業法に基づく申請・届出については、当面の間、宅地建物取引業免許申請（更新）及び宅地建物取引士資格登録申請の郵送による受付を実施しているところです（茨城県ホームページ（建築指導課）の「※宅地建物取引業法に基づく申請の郵送受付実施のおしらせ」参照）。
- これにより、宅地建物取引業法に基づく各種の申請・届出全般について、（新規の宅地建物取引業免許申請を除き）郵送による手続きが可能となっております。ついては、窓口対応による密集・混雑を避けるため、同法に基づく各種申請・届出は、できる限り、郵送による手続きをお願いいたします。
- ※ 郵送手続きが困難な場合には、下記（2）と同様、事前に、電話にて希望日時をご予約ください。  
（電話番号：029-301-4722）

### （2）新規の免許申請に係る窓口対応の事前予約制

- 上記（1）のとおり、各種申請・届出は、原則として、極力郵送による手続きをお願いいたしますが、（郵送手続きの対象外である）新規の免許申請については、当面の間、事前予約制とさせていただきます。
- 来課される際には、事前に、電話にて希望日時をご予約ください。  
（電話番号：029-301-4722）

### （3）留意事項

- ご予約せずに来課された場合には、ご予約の方を優先させていただきますので、予めご了承ください。
- また、来課された場合には、窓口での密集・混雑を避けるため、窓口対応は、最低限の申請・届出書類のチェックのみとし、対応時間を短縮させていただくことがありますので、予めご了承ください。
- 来課される際には、引き続きマスク着用等の咳エチケットにご協力いただきますようお願いいたします。
- 郵送による手続きにあたっては、一般書留もしくは簡易書留等により申請・届出をしてください。なお、郵便事故による責任は負いかねます。
- 申請・届出書類に不備等がある場合には、通常より処理期間が長くなる可能性があります。申請・届出にあたっては、茨城県ホームページ（建築指導課）の記載例とチェックシートを活用するなどにより、書類に不備がないよう、十分な事前確認をお願いします。
- 書類不備等で連絡する場合に備え、書類一式のコピーを取り、お手元に保管しておいてください。
- 宅地建物取引業免許申請（更新）については、令和3年度の更新事業者数が多く、更新期限に申請が集中した場合には、審査に時間を要することが予想されます。更新申請は、有効期間満了日の90日前から30日前までに行うこととなっておりますが、更新期限に余裕を持った早めの申請をお願いいたします。

## 2. 郵送申請の方法（宅地建物取引業免許申請（更新）、宅地建物取引士資格登録申請）

---

郵送により申請をする場合は、下記をご参照いただくほか、[茨城県ホームページ（建築指導課）の宅地建物取引業免許申請及び宅地建物取引士資格登録申請のページ](#)をよくご確認ください。

### （1）宅地建物取引業免許申請（更新）を郵送により行うには

---

下記の書類を「4. 申請先・お問い合わせ先」に記載の申請先まで送付してください。

- ・通常の宅地建物取引業免許申請を行う際の書類一式の（正本及び副本）。
  - ・副本返送用の、切手を貼った返信用封筒（定形外封筒）。
- 申請手数料（33,000円）の納付方法については、下記「3. 手数料納付の方法」をご参照ください。

### （2）宅地建物取引士資格登録申請を郵送により行うには

---

下記の書類を「4. 申請先・お問い合わせ先」に記載の申請先まで送付してください。

- ・通常の宅地建物取引士資格登録申請を行う際の書類一式
- ※郵送で申請を行う場合は、合格証書および従業者証明書原本の提出は必要ありません。
- ・運転免許証やパスポート等の本人確認ができる、顔写真付きの身分証明書のコピー
- 申請手数料（37,000円）の納付方法については、下記「3. 手数料納付の方法」をご参照ください。

## 3. 手数料納付の方法

---

下記のいずれかの方法により納付することができます。

### （1）茨城県収入証紙の貼付による納付

---

- 茨城県収入証紙を証紙販売所（茨城県ホームページの「茨城県収入証紙購入場所」のページを参照）で購入し、申請書に貼付して申請してください。
- 県庁内の「茨城県庁生活協同組合県庁売店（TEL：029-301-6160）」及び「高橋売店（TEL:029-301-6180）」から、郵送による購入もできます。購入方法は、上記売店まで直接お問い合わせください。

### （2）いばらき電子申請・届出サービスの利用による納付（キャッシュレス納付）

---

- 申請の際は「2. 郵送申請の方法」に記載した必要書類に加えて、**電子納付を希望する旨の書面**（茨城県ホームページの「宅地建物取引業法に基づく申請の郵送受付実施のお知らせ」のページを参照）を添付してください。
- 後日、納付方法についてご案内させていただきます。その後、案内に従い手数料を納付してください。
- 本サービスを利用する際には、書面上の申請者とシステム上の支払者の名義を一致させてください。相違がある場合（法人名義と個人名義等）は受付できない可能性があります。また、**支払い後の返金や領収書の発行はできません**のでご注意ください。

## 4. 申請先・お問い合わせ先

---

茨城県土木部都市局建築指導課監察・免許グループ

所在地：茨城県水戸市笠原町978-6 〒310-8555

電話番号：029-301-4722